2018 年 7 月 27 日

「地方公共団体における情報セキュリティポリシーに関するガイドライン」（案）に対する意見

BSA | ザ・ソフトウェア・アライアンス

BSA| ザ・ソフトウェア・アライアンス[1]（以下「BSA」といいます。） は、総務省が 2018 年 7 月 17 日付で公表した「地方公共団体における情報セキュリティポリシーに関するガイドライン」（案）（以下「本ガイドライン」といいます。）に対するパブリックコメントの機会を歓迎し、以下の通り意見を提出致します（以下「本意見」といいます。） 。

BSA は、中央政府においては「政府機関等の情報セキュリティ対策のための統一基準」（以下「統一基準」といいます。）を含む統一基準群を、地方公共団体においては本ガイドラインを改定し、国及び地方における情報セキュリティ対策を改善し続ける日本政府の不断の努力に敬意を表します。

BSA からの提案の概要

BSA は、デジタル政府を推進するという日本政府の目標に沿って、地方公共団体によるクラウドコンピューティングサービスの導入を明示的に支援するため、本ガイドラインを修正していただくよう求めます。具体的には、貴省に対し、以下のとおり提案致します。

- クラウドサービスプロバイダー（「CSP」）がリージョン又はグローバルなインフラストラクチャーを利用してデータを保存および処理することができることを確実にするために、データが存在する場所を指定又は制限する推奨を削除または修正する。
- 地方公共団体がクラウドサービスを利用して住民に対してより良い電子政府サービスを提供できるよう、インターネットとの物理的なネットワーク分離の推奨を行わない。
- 地方公共団体が、商業的に交渉されたクラウドサービス契約に基づき自らのニーズに適合する最良の IT ソリューションと情報セキュリティの手法を選択し、ベストプラクティスの

[1] BSA | The Software Alliance（BSA | ザ・ソフトウェア・アライアンス）は、グローバル市場において世界のソフトウェア産業を牽引する業界団体です。BSA の加盟企業は世界中で最もイノベーティブな企業を中心に構成されており、経済 の活性化とより良い現代社会を築くためのソフトウェア・ソリューションを創造しています。ワシントン DC に本部を構 え、世界 60 カ国以上で活動する BSA は、正規ソフトウェアの使用を促進するコンプライアンスプログラムの開発、技術 革新の発展とデジタル経済の成長を推進する公共政策の支援に取り組んでいます。

BSA の活動には、Adobe, Amazon Web Services, ANSYS, Apple, Autodesk, AVEVA, Bentley Systems, Box, CA Technologies, Cadence, Cisco, CNC/Mastercam, DataStax, DocuSign, IBM, Informatica, Intel, MathWorks, Microsoft, Okta, Oracle, PTC, Salesforce, SAS Institute, Siemens PLM Software, Splunk, Symantec, Trend Micro, Trimble Solutions Corporation 及び Workday が加盟企業とし て参加しています。詳しくはウェブサイト（http://bsa.or.jp）をご覧ください。

採用を広めるために積極的に情報共有を行うよう、地方公共団体の自主性を明示的に認める。

始めに

日本は、現在、情報技術（ＩＴ）を徹底活用し、行政内の利便性、効率性、透明性の向上を実現するとともに、行政サービス見直しによってデジタル社会に対応したデジタル・ガバメントを目指し、これを力強く推進しています。そして、地方公共団体は、市民サービスの直接の担い手として、ＩＴを駆使して、市民の情報を守りながらも、コスト効率良く、変化する市民のニーズに合致したより良い公共サービスを提供していくことが求められています。

BSA は、この目的を達成するためのベストプラクティスを産官学が連携して議論できる場を提供してきました[2]。その中の議論において、以下のことが判明しました。

1. 政府、自治体の全ては、市民サービスをより良く提供することに大きな関心を寄せており、その達成のためにもクラウドサービスや新たなテクノロジーの利活用が必要不可欠であること
2. 市民のセキュリティを担保することは、信頼の確保と説明責任の観点から重要であるが、他方、テクノロジーの進歩に合ったアプローチを取り続けることが重要であること
3. サービスのモビリティや選択を可能にする柔軟なガイダンス及び市民のために地方自治体が最良な選択ができる自主性を提供すること

BSA の提案

クラウド・バイ・デフォルト原則の促進

クラウドコンピューティングは、全産業分野にとってイノベーションをもたらす非常に重要な要素です。そして、クラウドサービスに関連する法令及び政策は、クラウドサービスの普及を支え加速させるものであるべきです。この点、日本政府は最近「政府情報システムにおけるクラウドサービスの利用に係る基本方針」（以下「基本方針」といいます。）を公表し、クラウドサービスの利用を第一候補として政府情報システムの検討を行うクラウド・バイ・デフォルト原則を明示しました。BSA はこの原則を支持するとともに、貴省に対し、本ガイドラインにおいてもクラウド・バイ・デフォルト原則を推進するよう提案します。

データローカライゼーションの規制を行わないこと

規模の経済と費用効率、バックアップの冗長性、世界的なサイバーセキュリティ脅威に対応するシステムのリアルタイム更新等のクラウドサービスの便益を最大化するためには、グローバルな規模でデータ移転を最適に行い、円滑な越境データ移転をグローバル規模で確保することが非常に重要です。

[2] フォーラムについての情報は、http://bsa.or.jp/news-and-events/news/bsa20180420/, https://bsa.or.jp/news-and-events/news/bsa20170413_2/でご覧ください。

22F Shibuya Mark City West
1-12-1 Dogenzaka Shibuyaku
Tokyo 150-0043
P +81 4360 5473
F +81 4360 5301
W bsa.org
Japan Representative Office

この点、海外のサーバーの利用に制限を課す「（注７）クラウドサービスの利用に関する考慮事項」（iii-117頁）の記載につき、明確化を求めます。

データセンターの場所は、CSPが個人情報を保護するか又は利用者に適用される法律を遵守するかどうか、また、どのようにして保護・遵守するかに関し、ほとんど関係がありません。データのセキュリティは、物理的なデータの場所に依存するものではありません。むしろ、それは、データを保護するための品質の高い機能、効果的な手段、データを保護するための行き届いた管理によってもたらされます。CSPが、準拠法に従いデータを安全かつ適切に扱うことを保証することができれば、データの存在する特定の場所を指定する必要はないはずです。クラウドサービスがもたらす優位性の多くは、国境を越えたデータ移動が可能であることによりもたらされます。よって、そのような移動を制限するような規制を課したり、データが「特定の場所」にあることの説明を求めることは、データの保護を何ら増すことがないにもかかわらず、地方公共団体によるクラウドサービスの導入を制限してしまいます。

以上を踏まえ、以下のとおり修正することを求めます。

（iii-117頁）

「（注７）クラウドサービスの利用に関する考慮事項

インターネットを介してサービスを提供するクラウドサービスの利用に当たっては、クラウドサービス事業者の事業所の場所に関わらず、データセンターの存在地の国の法律の適用を受ける場合があることに留意する必要がある。具体的には、クラウドサービス事業者のサービスの利用を通じて海外のデータセンター内に蓄積された地方公共団体の情報が、データセンターの設置されている国の法令により、日本の法令では認められていない場合であっても海外の当局による情報の差し押さえや解析が行われる可能性があるため、住民情報等の機密性の高い情報を蓄積する場合は、~~**日本の法令の範囲内で強固な法の支配の仕組みがある管轄区域内に所在し、日本の法令に従った方法でデータを保存することを保証できるサービスプロバイダーが**~~運用できるデータセンターを選択する必要がある。」

物理的なネットワーク分離の推奨を行わないこと

情報セキュリティ対策として、本ガイドラインの ii-6 頁, ii-7 頁及び iii-10 頁において、LGWANと接続する業務用システムとインターネット接続系の情報システムの通信ネットワークを物理的に分離することが提案されていることに懸念を有します。物理的なネットワークの分離は、一般的に非常にコストがかかる対応であるとともに、情報システムにある情報にアクセスして利活用する能力を著しく低下させます。システムは、真に使えるようにするためには相互に通信する必要があり、物理的なネットワーク分離は、この機能を妨げます。インターネットからの物理的な分離は、CSP がパッチやアクティブ脅威インテリジェンスを適時に提供することを妨げ、クラウド導入により得られるリアルタイムで大規模なセキュリティの利点を低減させてしまいます。また、インターネットからの分離は、セキュリティ意識の低い者が分離されたシステムの不便さを迂回しようとするという新たなセキュリティの懸念を引き起こしかねません。情報システムをインターネットから分離することは、セキュリティ効果が得られないばかりか、クラウドサービスが提供する生産性向上の利点を損なうこととなります。これに対し、多階層

22F Shibuya Mark City West
1-12-1 Dogenzaka Shibuyaku
Tokyo 150-0043
P +81 4360 5473
F +81 4360 5301
W bsa.org
Japan Representative Office

な防御方法をサイバーセキュリティに採用することで、効果的にシステムを保護することが可能です。これが情報セキュリティの基本概念である「縦深防御」です。情報システムをインターネットから分離することは、必要なデータにアクセスし利活用する能力を低下させるだけでなく、先進的な CSP が提供する最先端のセキュリティソリューションから当該地方自治体が恩恵を得ることも制限されてしまうことになります。

従って、BSA は貴省に対し、ii-6 頁, ii-7 頁及び iii-10 頁並びに関連箇所における LGWAN と接続する業務用システムとインターネット接続系の情報システムの通信ネットワークの物理的な分離に関する記述を削除することを求めます。これにより、本ガイドラインが、地方公共団体職員に対して、情報システムのセキュリティを確保するための最も効果的な方法はインターネットからの分離である、との誤解を生じさせてしまうことを防ぐことができます。

もし、この段階で物理的なネットワーク分離について言及する箇所を削除することが現実的ではない場合、少なくとも、情報システムがインターネットに接続されているか否かだけでリスクが決まるものではない旨明確に述べるよう、貴省に対し求めます。この点、基本方針 5 頁には、インターネットの接続の有無のみによって、情報システムの安全性を単純に判断するべきではなく、また、インターネットに接続されていることだけからクラウドサービスが危険だろうと思いこんではいけない、と記載されていますので、ご参照ください。私どもは、当該記載は理にかなった見解であると考え、これに同意します。

地方公共団体の自主性の促進と柔軟なガイダンスの提供

本ガイドラインにおいて、各地方自治体の自主性を活かすことを明記すべきであり、画一的に物理的な分離等の方針を強制することによって、テクノロジーの進化に合わせた地方自治体によるベストプラクティスの導入を阻害すべきではありません。

本ガイドライン i-10 頁には、「地方公共団体における情報セキュリティは、各地方公共団体が保有する情報資産を守るにあたって自ら責任を持って確保すべきものであり、情報セキュリティポリシーも各地方公共団体が組織の実態に応じて自主的に作成するものであ」り、「本ガイドラインで記述した構成や例文は、参考として示したものであり、各地方公共団体が独自の構成、表現により、情報セキュリティポリシーを定めることを妨げるものではない。」と記載されています。私どもは、その考え方に賛同します。地方公共団体は、それぞれ必要な情報セキュリティ要件を作成する柔軟性を有するべきであり、地方公共団体が利用する CSP と商業的に交渉されたクラウドサービス契約の中にこれらの要件を含めさせることで、実効性を確保すべきです。

技術は日々進歩し、社会情勢は変化するものであるため、情報セキュリティや IT ガバナンスについて先進的な取組をしている自治体の情報が共有され、ベストプラクティスが採用されることにより、より良い住民サービスのためのデジタル・ガバメントが実現される好循環が生まれていくことを希望します。

22F Shibuya Mark City West
1-12-1 Dogenzaka Shibuyaku
Tokyo 150-0043
P +81 4360 5473
F +81 4360 5301
W bsa.org
Japan Representative Office

結語

BSA は、本ガイドラインに対する意見提出の機会に感謝致します。もっとも、本ガイドライン案の公表と意見提出期限の間はわずか 10 日間であり、これは非常に短い期間であり、今後は意見募集期間を少なくとも 30 日間以上設けるよう希望します。本意見が、本ガイドラインを完成させる上で有益であることを願っておりますが、さらには、地方公共団体における情報システムのサイバーセキュリティ能力の向上並びにより良い効率的な公共サービス提供のための有効策であるクラウドサービスその他の新しいテクノロジーの採用を促進し、社会的課題を解決するための政府の継続的な活動に際して有益なものとなるよう願います。本意見について、ご質問があるか又は詳細な協議の機会をいただけるようでしたら、いつでもご連絡下さい。

以　上

22F Shibuya Mark City West
1-12-1 Dogenzaka Shibuyaku
Tokyo 150-0043

P +81 4360 5473
F +81 4360 5301
W bsa.org

Japan Representative Office